

## 目黒区水泳連盟団体登録

- 1 5名以上のクラブであること。
- 2 半数以上が目黒区に在住・在勤・在学者であるクラブ。または、目黒区内にある施設で活動しているクラブであること。
- 3 クラブの1名は代表となり、連盟との連絡係となること。ただし代表は目黒区に在住・在勤していること。
- 4 クラブ員の名簿及び活動している施設名を記載し、連盟事務局（郵送・メールまたはFAX）にて提出すること。
- 5 一人¥300円の年会費を事務局に納めること。
- 6 大会等連盟の事業に協力すること。ただし、区民への水泳指導は、水泳指導員資格者に限る。
- 7 役員会にて審議し、登録を認めることとする。
- 8 登録が認められたら、登録証を発行する。
- 9 登録証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。（年度途中の登録も翌年の3月31日まで） 更新は3月中に行うこと。